



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年7月20日金曜日 第2994号

◇ 目 次 ◇

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... (農地整備課) ... 569
 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧..... (水産課) ... 569
 基本測量の実施の通知(2件)..... (道路維持課) ... 569
 指定道路の指定..... (中予地方局建築指導課) ... 570
 道路の区域変更(県道四国カルスト公園縦断線)..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 570
 建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 570
 兼用工作物の管理の方法について..... (南予地方局西予土木事務所) ... 570

公 告

危険物取扱者法定講習会の実施..... (消防防災安全課) ... 571

告 示

○愛媛県告示第719号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、西宇和郡伊方町川永田、中浦、小中浦、豊之浦地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成30年7月20日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・川永田地区)計画書の写し
- 縦覧期間
平成30年7月23日から8月17日まで
- 縦覧場所
伊方町役場本庁

○愛媛県告示第720号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年7月20日

愛媛県知事 中村時広

1 届出事項

(南予地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
八幡浜市向灘835 込山龍之	八幡浜市向灘410 松本嘉晃	八幡浜市北浜1丁目6-31 辻 憲	八 幡 浜	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成30年7月20日から8月3日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

南予地方局管内の加入区	南 予 地 方 局 産 業 経 済 部 八 幡 浜 支 局 水 産 課
-------------	--

平成30年7月20日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第721号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

- 作業種類 基本測量(成果不整合地域における基準点改測)
- 作業期間 平成30年7月17日から

12月28日まで

3 作業地域 宇和島市、新居浜市、四国中央市

○愛媛県告示第722号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 平成30年 7月17日から
平成31年 2月28日まで
- 3 作業地域 宇和島市、南宇和郡愛南町

○愛媛県告示第723号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定

により、次のとおり指定道路を指定した。

平成30年 7月20日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

- 1 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日 平成30年 7月11日
- 3 指定道路の位置 東温市牛淵字二本木1190番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 21.54メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第724号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	四国カルスト公園縦断線	上浮穴郡久万高原町西谷8100番地	旧	メートル 7.1～10.1	キロメートル 0.068	
			新	9.4～14.1	0.068	

○愛媛県告示第725号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年 7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般-26)第015680号	平成27年 1月5日	久保田水道(有)	久保田 良	西予市三瓶町津布理2845-1	平成30年 6月4日	管工事業	建設業の廃業 (一部)
(般-25)第17174号	平成25年 6月17日	小倉建設	小倉 稔	大洲市柚木265-3	平成30年 6月6日	左官工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-26)第014468号	平成27年 3月3日	(有)トータル・システム	井上 恭雅	宇和島市坂下津甲407-112	平成30年 6月20日	建築工事業	建設業の廃業 (全部)
(般-26)第16595号	平成26年 11月27日	武内塗装	武内 亘	八幡浜市保内町宮内2番耕地233-3	平成30年 6月26日	塗装工事業 防水工事業	建設業の廃止 (全部)

○愛媛県告示第726号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年 7月20日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登 志 男

- 1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河 川 の 名 称	河川管理施設の名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
一級河川肱川水系黒瀬川	黒瀬川左岸堤防	西予市城川町魚成6994番地から西予市城川町魚成7000番地先まで	道路管理者 西予市 西予市宇和町卯之町3丁目43番地1

2 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成30年7月20日から道路の存続する日まで

公 告

○公 告

危険物取扱者法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による平成30年度危険物の取扱作業の保安に関する講習会を次のとおり実施する。

平成30年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講習の種別、日時及び場所

種 別	日 時	場 所
(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成30年10月3日（水）午後1時	大洲市東大洲270番地1 大洲市総合福祉センター 多目的ホール
	平成30年10月5日（金）午前9時30分	八幡浜市北浜一丁目3番地25号 八幡浜商工会館 大ホール
	平成30年10月11日（木）午前9時30分	松山市祝谷町一丁目5番33号 エスポワール愛媛文教会館 大ホール
	平成30年10月12日（金）午後1時30分	松山市祝谷町一丁目5番33号 エスポワール愛媛文教会館 大ホール
	平成30年10月22日（月）午後1時	今治市南宝来町一丁目9番地8 今治市総合福祉センター 多目的ホール
	平成30年10月26日（金）午前9時30分	西条市朔日市779番地8 西条商工会館 大ホール
	平成30年10月31日（水）午前9時30分	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	平成30年11月6日（火）午後1時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜 石錠の間
	平成30年11月13日（火）午前9時30分	宇和島市丸之内五丁目1番地18 宇和島地区消防本部 大会議室
(2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和60年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成30年10月11日（火）午後1時30分	松山市祝谷町一丁目5番33号 エスポワール愛媛文教会館 大ホール
	平成30年10月23日（火）午後1時	今治市南宝来町一丁目9番地8 今治市総合福祉センター 多目的ホール
	平成30年11月5日（月）午後1時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜 石錠の間
	平成30年11月6日（火）午前9時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜 石錠の間
	平成30年11月7日（水）午後1時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜 石錠の間
(3) (1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成30年10月5日（金）午後1時30分	八幡浜市北浜一丁目3番地25号 八幡浜商工会館 大ホール
	平成30年10月12日（金）午前9時30分	松山市祝谷町一丁目5番33号 エスポワール愛媛文教会館 大ホール
	平成30年10月23日（火）午前9時	今治市南宝来町一丁目9番地8 今治市総合福祉センター 多目的ホール
	平成30年10月26日（金）午後1時30分	西条市朔日市779番地8 西条商工会館 大ホール

平成30年10月31日(水)午後1時30分	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県紙産業技術センター 研修室
平成30年11月1日(木)午前9時30分	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県紙産業技術センター 研修室
平成30年11月1日(木)午後1時30分	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県紙産業技術センター 研修室
平成30年11月7日(水)午前9時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜 石鎚の間
平成30年11月13日(火)午後1時30分	宇和島市丸之内五丁目1番地18 宇和島地区消防本部 大会議室

2 受講申請書の提出期間

平成30年9月3日から各講習実施日の2日前の日まで(土、日曜日及び祝祭日を除く。)

但し、受付した危険物安全協会の管轄以外の会場で受講する場合は、各会場講習実施日の5日前(同)まで

3 受講申請書の請求先及び提出先

(1) 受講申請書の請求先

各地区(市)危険物安全協会、各消防本部(局)、県地方局総務県民課及び県地方局支局総務県民室

(2) 受講申請書の提出先

各地区(市)危険物安全協会

但し、受講申請者数が各会場の定員に達した場合は、受付できませんので、あらかじめご了承ください。

その他の法定講習に関するお問合せについては、各地区(市)危険物安全協会において受け付けます。